

〇〇学会著作権規定

(目的)

第 1 条 本規定は、本学会に投稿される著作物に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
 - ② 本学会に投稿される研究報告
 - ③ シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ④ (ウェブサイトへの掲載等、適宜)
 - ⑤ その他前記①から④に類するものであって本学会が指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。
- (5) 本著作権 本著作財産権及び本著作者人格権をいう。

赤字：選択規定

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作権は、本著作者に帰属する。

- 2 本著作物に関連して、本学会が創作した二次的著作物及び編集著作物の著作権は学会に帰属する。

(著作権の使用許諾)

第 4 条 本著作者は、本学会に対して、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）する。

規定解説

(※がある項は学会帰属の場合と解説が同様)

(目的の項について) ※

この項は著作権に対する学会のスタンスを明記する項であり、さらに必要に応じて学会の目指すべき方向性も記載することが望ましいと考えられます。雛型のため簡略な記載としていますが、必要に応じて加除修正ください。

(定義の項について) ※

(1) は本著作権規定の対象として、どのような著作物を考えるかということを示しています。一般的には論文誌等に投稿された論文が主な対象となることが想定されますが、学会の活動によってはシンポジウムのプロシーディングスなども対象とすることが必要な場合もあるかと思えます。どこまでを対象とするべきかについては、学会としてどこまでの権利を主張したいかということと、著作者の意向が関わってくる問題となるので、検討が必要な項目となります。

(2) は著作者を定義しています。著作者は基本的には学会員であることが想定されますが、学会員以外の方からの投稿を受け付けている学会向けに、学会員「等」という表現にしています。

(3) は著作権のうち、著作財産権という権利を定義しています。著作権は大きく財産権（移転ができる権利）と人格権（移転ができない権利）の二種類に分けることができますが、そのうち移転ができる財産権（複製をする権利や配布をする権利などをいいます）について、著作権法上の規定に則って定義したものです。

(4) は前述の人格権（移転ができない権利）の、(5) は本著作権規定上での著作者の定義に関する概要です。

(著作権の帰属について)

ここでは、著作権が著作者に帰属することを明文化しています。また、2 項においては、投稿された著作物に関連して、学会が作成した二次的著作物（翻訳、翻案等をしたもの）および編集したものの著作権が学会に帰属することを明記しており、これは学会が作成した学会誌の著作権までも著作者に帰属するものではないことを明示したものととなります。

(著作権の使用許諾について)

本条では、著作物を学会が自由に使用できるよう、国内外における独占的な使用権を学会が保有する旨記載しています。本条があることで、著作権が学会に帰属しないとしても、著作物の独占的な出版を担保できます。また、サブライセンスを行うことについても許諾対象としているため、第三者に対して利用を許諾することも可能となります。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学会は、本著作財産権を利用する場合、事前に本著作者に通知する。

赤字：選択規定

(著作者人格権の不行使)

第5条 本著作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 本学会は、本学会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

赤字：選択規定

(著作者による著作物の使用)

第6条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
- (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用
- (3) [適宜加除修正下さい。]

赤字：選択規定

(著作者による保証等)

第7条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない or 過去に一切公表されたことがないこと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

赤字：選択規定

2項では、選択規定として、学会が利用する際に著作者に対して通知を行う旨を規定しています。こちらは学会の負荷状況と著作者の意向を踏まえて採用をご検討ください。

(著作者人格権の不行使)

本条は、前述した著作者人格権につき、著作者が行使しないということを明示しています。著作者人格権の詳細な説明はここでは省きますが、著作者人格権を行使されることによって、著作物の公表、内容の翻案、翻訳等の編集が自由に行えなくなるため、本項を記載しています。

選択規定としての3項は、学会が二次的著作物²を作成する際に、著作者に対して通知をするという規定であり、著作者の視点に立った規定となっています。

(著作者による著作物の使用について)

本条は、文字通り著作者による利用を学会としてどこまで許諾するかということの規定したものです。本規定では、著作権は著作者に帰属することとなっていますが、第4条において学会による独占的な使用を認めていますので、第4条との関係で設置された条文となります。どこまで認めるかという点については、学会としての著作物の取り扱いの基本的な立場によって異なるものであるため、本条は特に精査してください。

現状の雛型では、著作者が利用を希望した場合、学会に申し出れば、その利用が学会の活動趣旨に反しない限り原則として認めるというスタンスに立っています（2項）

また、3項の（1）では、所属団体の機関リポジトリであれば学会の許諾を得ることなく自由に公開できるという規定を採用しています。たとえ所属団体の機関リポジトリであっても許諾を必要としたい場合には、本項を削除し、1項の中で学会に申請して許諾を受けることを求める形になります。

3項の（2）で記載している著作権法第30条から第50条の範囲での利用とは、著作権法上で認められている一般的な著作物の利用を示しています。

3項については、著作物の利用を広範に認め、流動性を高めたいという考えをお持ちである場合、追加的に許諾事項を追加いただくことも可能です。

(著作者による保証等について) ※

本条は、著作物が①第三者の権利を侵害していないこと、②二重投稿でないこと、③共同著作物である場合、投稿に際し全共同著作者の了解を得ていることを著作者に対して保証させるために設けている条文です。いずれも保証がなされると、以後の論文公開に際し問題が生じる可能性があるものであるため、全文を雛型に含めていますが、著作権規定とは別途、投稿規程などで本条に類する規定を設けられている場合には、他の規定で代替することになります。

²二次的著作物とは、著作物を翻訳や翻案したものを指し（著作権法第2条1項11号参照）、たとえば、外国語で書かれた論文を翻訳したものや、論文の見栄えを良くするために字句を容易にし図表を簡略化したものなどが当てはまります。

(著作者による処分禁止)

第 8 条 本著作者は、本学会の書面による事前の許諾なくして本著作財産権の譲渡、移転、担保権の設定その他の処分を行ってはならない。

(紛争解決に関する協力)

第 9 条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第 10 条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(著作者による処分禁止について)

本条は、著作権が著作者に帰属していることと対応し、当該著作権が著作者によって勝手に処分されることを禁ずるために設けた規定となります。著作権が処分されてしまうと、著作物に対する権利行使ができなくなってしまうため、本条を設置しています。

(紛争解決に関する協力について) ※

本条は紛争時が起こった際、著作者、学会のいずれかのみが対応に当たるのではなく、双方が協力して対応を行う旨を確認的に示しています。著作権関連で何らかのトラブルが起こった場合の基本的な対応スタンスを示すもので、学会によっては学会が主導的に対応するなどのスタンスをお持ちのところもあるかと思しますので、その場合には加除修正ください。

(協議について) ※

本条は本規定の想定外の事象が起こった際の対応の基本姿勢を確認的に示しています。第 8 条で紛争が起こった際の基本姿勢を示しているのに対し、本条はその他の場合全般に対して適用されるものです。